

ヘイトスピーチの世界的広がりを懸念する公開書簡

私たちは、今、多数の国で、移民、マイノリティおよびさまざまな民族集団に対する憎悪のメッセージや差別と憎悪の煽動、および彼/彼女たちの権利の擁護者に対する同様の事象が増大していることに危機を感じています。ネットの中と外の両方の空間におけるヘイトスピーチは、社会的および人種的な緊張を高め、世界あちこちで致命的な結果を伴う攻撃を引き起こしています。それは世界の政治システムにおいて主流となり、民主的価値、社会的安定そして平和を脅かしています。憎悪に満ちた意見や唱道は、公の場での言説を粗雑にし、国の社会構造を弱めます。

国際人権法および原則を通じて、国家は人種差別、人種差別による暴力および外国人嫌悪との闘いに取り組んできました。これらの国際人権基準は、国家に、平等と非差別の権利を保障し、人種差別および外国人嫌悪の言論に対して断固とした行動をとり、差別、敵意または暴力を扇動する民族的、人種的または宗教的憎悪の唱道を禁止するよう求めています。

私たちは国のリーダー、政府高官、政治家およびその他の著名人が、自らの政治的利益のために、移民や「他者」と見なされる人びとに対する恐怖を、一般の人びとの間に広めていることを強く懸念します。それら人びとの集団を危険あるいは劣等として悪魔化することは、人類の歴史において新しいことではありません。それはこれまでも壊滅的な悲劇をもたらしてきました。世界各地で公人が脆弱な人びとをターゲットにしたヘイトスピーチをまき散し、民族の緊張と暴力を引き起こそうとしています。そのような巧言は、マイノリティ集団やその他ターゲットにした人びとを非人間的に扱うことを目的としています。それが移民の場合、社会の一員に「値する」のは誰なのかという差別的な言説を助長しています。さらに、世界のさまざまな国における、規範外の性的指向と性自認の禁止やLGBTの人びとの権利の制限を呼びかける憎しみに満ちた言論は、LGBTの人びとに対する暴力と差別の根絶に向けた動きを制限し、その一方で多数の差別的な法律や政策に向けた動きを押し進めてきました。

憎悪の巧言は現実世界に結果をもたらすため、必ず反論しなければなりません。さまざまな調査により、ヘイトスピーチを見聞きすることとヘイトクライムを実行することの間に相関関係があることが証明されています。移民に対する外国人嫌悪に基づく攻撃を止め、他の周縁化されたグループに対する差別、憎しみ、敵意、および暴力の煽動を防ぐために、私たちは、公務員、政治家そしてメディアに、寛容で包摂的な社会を促進する共同責任を負うよう求めます。これを実現するためには、これら責任者は差別、敵意または暴力を扇動するような民族的、人種的あるいは宗教的憎悪の唱道を行ってはなりません。また、移民、マイノリティ、およびその他の脆弱な集団に対する憎悪を扇動する人びとを直ちに非難すべきです。

私たちは表現の自由に対するさらなる制限を求めているのではありません。表現の自由はむしろ世界中で攻撃にさらされています。私たちはその正反対である自由な表現の促進を求めています。表現の自由はヘイトスピーチに対抗する重要なツールとして機能しますが、憎悪に満ちた巧言を展開する公人は、

しばしば、個人が発言し、返答し、そして自分自身および自分の意見を擁護する権利を制限しようとして、表現の自由の制限に関する三局面のテスト、すなわち合法性、均整、必要性のテストが、憎悪の扇動にも適用されるよう、国家は確保しなくてはなりません。私たちは、正当な異議を弱める用語として「ヘイトスピーチ」が濫用されていることを懸念します。そして、国家に、プライバシー、文化、非差別、抗議行動および平和的集会、公衆の参加、宗教と信仰の自由、そして意見と表現の自由などの権利を促進しながら、人権法が対処する中核的な問題に正面から取り組むよう促します。私たちは、国家に、ラバト行動計画で採択された基準に従い、イスタンブール・プロセス**に積極的に参加し、世界的な不寛容に対抗するよう促します。

私たちは、移民や他の脆弱な集団に対する暴力の扇動者や実行者に責任をとらせるよう、国家に倍以上の努力を行うよう求めます。メディアおよびソーシャルメディアの企業は、ヘイトスピーチや憎悪と暴力の扇動となるプラットフォームを提供しないように、適切な配慮を行わなければなりません。国家は、多元的で民主的社会的な柱である寛容、多様性および多元的意見を促進しながら、平等、非差別および表現の自由の権利、ならびに暴力のない生活を送る権利を保障する政策に積極的に取り組むべきです。こうした努力は、国をより安全にし、すべての人が住みたいと望む包摂的で平和な社会の実現を助けると私たちは信じています。

署名人

移住者の権利に関する特別報告者 Mr. Felipe González Morales

意見および表現の自由の促進と保護に関する特別報告者 Mr. David Kaye

宗教と信仰の自由に関する特別報告者 Mr. Ahmed Shaheed

現代的形態の人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連する不寛容に関する特別報告者

Ms E. Tendayi Achiume

マイノリティ問題に関する特別報告者 Mr. Fernand de Varennes

人権擁護者の状況に関する特別報告者 Mr. Michel Forst

性的志向および性自認に基づく暴力および差別からの保護に関する独立専門家

Mr. Victor Madrigal-Borloz

女性に対する暴力に関する特別報告者 Ms Dubravka Simonovic

人身取引、特に女性および子ども、に関する特別報告者 Ms Maria Grazia Giammarinaro

民主的および平等な国際秩序に関する独立専門家 Mr. Livingstone Sewanyana

人権および国際連帯に関する独立専門家 Mr. Obiora C. Okafor

真実、正義および補償の促進と再発防止の保障に関する特別報告者 Mr. Fabian Salvioli

極度の貧困と人権に関する特別報告者 Mr. Philip Alston

超法規的、簡略もしくは恣意的処刑に関する特別報告者 Ms Agnes Callamard

テロ対策と並行した人権および基本的自由の促進と保護に関する特別報告者 Ms Fionnuala Ní Aoláin

現代的形態の奴隷制およびその原因と結果に関する特別報告者 Ms Urmila Bhoola

障害者の権利に関する特別報告者 Ms Catalina Devandas Aguilar

女性と少女に対する差別に関する作業部会

人権と多国籍企業およびその他の企業の問題に関する作業部会

アフリカ系の人びとに関する専門家作業部会

カンボジアにおける人権状況に関する特別報告者 Ms Rhona Smith

イラン・イスラム共和国における人権状況に関する特別報告者 Mr. Javaid Rehman

マリにおける人権状況に関する特別報告者 Mr. Alioune Tine

ミャンマーにおける人権状況に関する特別報告者 Ms Yanghee Lee

1967年以降の占領地パレスチナにおける人権状況に関する特別報告者 Mr. Michael Lynk

ソマリアにおける人権状況に関する特別報告者 Mr. Bahame Tom Mukirya Nyanduga

翻訳：反差別国際運動（IMADR）

訳注**イスタンブール・プロセス

2011年に始まった一連の政府間会合のことで、「宗教あるいは信仰に基づいた人に対する不寛容、否定的なステレオタイプあるいはスティグマ、差別、暴力の扇動および行使と闘う」とした2011年人権理事会決議16/18の実施を奨励し導くことを目的としている。最近では2019年7月にシンガポールで会合が開かれ、宗教的寛容を促進し回復力を強化する好事例や政策に関する地域間共通の視点について協議が行われた。